

横植協会 02-37 号

令和 3 年 3 月 5 日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会

045-201-2378

お知らせ第 37 号を送信します。

【メキシコから我が国に発送されるミネオラについて】

メキシコから我が国に発送されるミカン属生果実（レモン及びライムを除く）は、アナストレファ属ミバエの寄主に該当することから、原則的には我が国への輸入が禁止され、メキシコ・日本両国で合意された検疫措置（作業計画）に基づく、メキシコ合衆国ソノラ州、バハ・カリフォルニア・スル州、チワワ州及びシナロア州産のグレープフルーツ、オレンジ及びマンダリン生果実の我が国への輸入が認められています。

今般、同検疫措置（作業計画）にミネオラ生果実の追加が認められ、我が国への輸入が認められることになった旨、農林水産省消費・安全局植物防疫課長から通知がありましたのでお知らせします。

以上

2 消安第 5622 号

令和 3 年 3 月 4 日

一般社団法人 全国植物検疫協会会長 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

メキシコ産ミネオラの生果実の輸入について

日頃から植物検疫行政に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

「メキシコ合衆国ソノラ州、バハ・カリフォルニア・スル州、チワワ州及びシナロア州におけるアナストレファ属ミバエに対する検疫措置について」（平成19年6月18日付け17消安第13245号）に関し、本日付けで、作業計画の対象生果実にミネオラ (*Citrus×tangelo*) を追加することを認めました。今後、当該作業計画に基づきメキシコから我が国に発送されるミネオラについては、輸入を認めることとなります。

貴職におかれては、このことを御了知いただくとともに、貴会会員へのご周知方お願いいたします。